

# 高齢者用肺炎球菌予防接種はお済みですか!?

～今年度対象者への助成は平成28年3月末で終了します～

平成 26 年 10 月から高齢者用肺炎球菌予防接種が定期接種となり、町では費用の一部を助成しています。平成 27 年度対象となる方には昨年 3 月末に接種券（はがき）をお送りしていますが、助成を受けられる期限が 3 月 31 日までとなっています。希望される方はお早めにお受けください。

## 【平成 27 年度の対象者】

65 歳：昭和 25 年 4 月 2 日生～昭和 26 年 4 月 1 日生  
 70 歳：昭和 20 年 4 月 2 日生～昭和 21 年 4 月 1 日生  
 75 歳：昭和 15 年 4 月 2 日生～昭和 16 年 4 月 1 日生  
 80 歳：昭和 10 年 4 月 2 日生～昭和 11 年 4 月 1 日生  
 85 歳：昭和 5 年 4 月 2 日生～昭和 6 年 4 月 1 日生  
 90 歳：大正 14 年 4 月 2 日生～大正 15 年 4 月 1 日生  
 95 歳：大正 9 年 4 月 2 日生～大正 10 年 4 月 1 日生  
 100 歳：大正 4 年 4 月 2 日生～大正 5 年 4 月 1 日生

※平成 27 年度の対象者は、平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日）以降は対象となりません。

※過去に 23 価肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことのある方は対象となりません。

【接種期限】 平成 28 年 3 月 31 日（木）まで

【接種費用】 自己負担額 4,000 円  
(接種費用の約半分を助成します)

【その他】 接種券（はがき）を紛失された方は再発行しますので、保健福祉課までご連絡ください。

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。

◎平成 28 年度に対象となる節目年齢の方には、3 月下旬に接種券（はがき）をお送りします。詳細については、4 月号広報でお知らせします。

■問合せ 保健福祉課 ☎ 47-8007

## 平成 28 年度交通災害共済

加入申込受付中

福井県市町交通災害共済は、県内 16 市町（福井市除く）が共同で行っている共済です。共済へ加入した方が万一交通事故にあった際に見舞金を支給する制度です。いざという時、あなたを守る交通災害共済です。家族そろっての加入をお勧めします。

共済期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

※中途加入の場合は、掛金納入の翌日から

共済掛金 1 人年額 500 円（加入は 1 人 1 口） ※中途加入の場合も同額

加入資格 加入申し込み時に南越前町に住居登録がある方

加入方法 加入申込書を各家庭にお届けします。区長さんを通じてお申し込みいただくか、直接役場会計室または各総合事務所までお申し込みください。金融機関窓口（県内福井銀行のみ）でも取り扱っています。（金融機関窓口振込の締め切りは、10 月末まで）

対象となる事故 日本国内で自動車、自転車、路面電車などの運行に伴う接触、衝突、転落、その他の事故による人の死傷

災害見舞金の請求方法 総務課防災安全室または各総合事務所にお問い合わせをし、請求手続きを行います。

### 請求に必要な書類

- 加入者証
- 交通事故証明書（写可）
- 医師の診断書（死亡の場合は死亡診断書または死体検案書）
- 死亡の場合は、除籍謄本および災害見舞金の請求者の戸籍謄本
- その他必要と認める書類

請求期間 災害見舞金の請求期間は、災害を受けた日から 2 年以内

災害見舞金

- 死亡 100 万円
- 傷害 災害の程度により 2 万円から 100 万円

※交通事故が天災等により発生したときや飲酒、無免許運転または重大な過失（著しい速度の超過など）により発生したときは、見舞金の全部または一部を支払いません。

■問合せ 総務課防災安全室 ☎ 47-8000